

「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づく広域的販売促進事業業務委託
仕様書

1 業務目的

本業務は「郡山市産米の消費拡大の推進に関する条例」に基づき、郡山市産ブランド米「あさか舞」（以下「あさか舞」という）の県外主要販路である首都圏、近畿地方並びに沖縄県内イオン系列店（41店舗想定）（以下「イオン系列店」という）での販売促進のため、各米穀事業者（※1）及びイオン琉球株式会社と連携し、首都圏、近畿地方並びにイオン系列店において販促PR事業を実施し、「あさか舞」の更なる認知・ブランド価値向上及び消費拡大を図ることを目的とする。また、本事業は、本市観光政策課と連携して実施することから、沖縄から本市への観光誘客についても付帯的な目的とする。

※1 首都圏向け取扱い米穀業者：こくぼのおこめ (<https://www.kokubo-rice.com/>)
近畿地方向け取扱い米穀業者：南都食糧株式会社 (<https://nanto-ri.co.jp/>)

2 業務内容

受注者は次の業務について、本業務の目的を踏まえプロポーザルの提案を基に本市と協議の上実施すること。

(1) イオン系列店での販促活動の実施

本市は令和6年度中に、震災後販路が途絶えていた沖縄県へ、JA福島さくら協力のもと、「あさか舞」の流通を開始したところであり、今後、更なる認知・ブランド価値向上及び消費拡大を図るため、イオン系列店へ令和7年度作成した「あさか舞」の魅力を発信するプロモーション動画（※2）を提供する。またイオン那覇店においては、プロモーション動画を放映しながら炊き立てご飯の試食提供や「あさか舞」購入者への抽選会実施等を含めた販促活動を展開するため、受注者は以下の業務を実施する。

※2 <https://youtu.be/rRvW5vLmtzE?si=yviaPXC0eGPYCcwL>（本編120秒）
https://youtu.be/krxNgm64gs8?si=h1pgr_b809FnCOSq（15秒ver）

ア イオン那覇店での販促活動概要

(ア) 販促活動日程：令和9年1月23日（土）～24日（日）

両日ともに10：00～16：00

（日程は、契約後、本市と株式会社イオンが協議の上、本決定する。）

(イ) 旅行日程：上記の販促活動日程2日間を含む金～月曜日の3泊4日

(ウ) 活動場所：イオン那覇店（沖縄県那覇市金城5丁目10-2）

- (エ) 販売商品：「あさか舞」を中心に、その他市産品として酒類を検討中
酒類の選定、イオンとの調整は本市が実施するものとする。
- (オ) 出展者：JA 福島さくら（3名程度）、酒類取扱事業者【調整中】（1名）、
郡山市（4名）
- (カ) 売場・面積：店頭の催事スペース・縦 6.3m×横 9.0m 程度
※1階 食品売り場入口で調整中
- (キ) 旅行スケジュール（予定）

| 月 日 | 地 域 | 内 容 |
|------------------|-----------------------|---|
| 【1日目】 1/22(金) | 郡山駅→羽田空港 羽田空港→那覇空港 | ・会場設営 ・メディアキャラバン（地元新聞社、 ラジオ等2～3社調整中） （那覇泊） |
| 【2日目】 1/23(土) | 那覇市 | ・イオン那覇店での販促活動 （那覇泊） |
| 【3日目】 1/24(日) | 那覇市 | ・イオン那覇店での販促活動 （那覇泊） |
| 【4日目】 1/25(月) | 那覇空港→羽田空港 羽田空港→郡山駅 | |

※販促活動にかかる上記概要は目安であり、詳細は契約後に本市と協議の上、決定する。

イ 以下内容を企画提案に盛り込むこと。

- (ア) 上記スケジュールにおいて本市が想定する出展者のうち5名分の移動のチケット（新幹線チケット、航空券）、ホテル、旅行保険、現地メディアキャラバン時の移動（終日）手段を確保すること。
- ① 航空券はエコノミークラスで手配し、羽田空港の直行便の往復とすること。
燃油付加運賃・航空諸税も事業費に含めること。
 - ② 宿泊は「イオン那覇」の出展に利便性の高いホテルのシングルルーム（朝食付き）とする。なお、ホテル選定の理由（イオン那覇店とホテルとの移動時間）を明確に示すこと。
 - ③ 緊急事態が起きた場合は、代替手段を速やかに手配すること。
- (イ) イオン那覇店での販促活動における売場店頭の装飾
- ① イオン那覇店の担当者と調整の上、沖縄県民の嗜好を意識し「あさか舞」やその他市産品等の魅力が訴求でき、パンフレットラックの設置等、本市に観光誘客が図れるブース設営及び装飾をすること。

- ② 本市が提供する「あさか舞」プロモーション動画を放映するなど、視覚的にも本市産米の魅力が伝わる内容とすること。
- ③ 必要に応じて開催会場の設営等ができる現地事業者を選定し、トラブルがないよう準備すること。特にイオン那覇店のルール等の認識合わせに留意し、装飾から撤去までの必要な管理を行うこと。なお、イオン那覇店においては、長机等を無償で借りることができる予定であり、本市が所有するPRポスター及びのぼりについても活用可能とする。
- ④ イベント開催日前日に本市担当者が行う各種準備状況現場確認について手配し、その際、受注者も立ち会うこと。

(ウ) 販促企画

- ① 沖縄県内イオン系列店舗の「あさか舞」売場等でのプロモーション動画放映
 - a イオン琉球担当者と放映方法、期間等を調整し、「あさか舞」を取り扱う沖縄県内イオン系列店において、動画放映を行うこと。
 - b 放映にあたり機器等の調達が必要になった場合等は、本市と協議の上、詳細を決定すること。なお、プロモーション動画データ（MP4形式）については本市から受注者に提供する。
- ② 「あさか舞」炊き立てご飯の試食
 - 来場者に「あさか舞」の美味しさを知っていただくため、ミニおにぎりなどの試食提供を実施すること。なお、試食で使用する「あさか舞」は15kg分程度を見込むこと。
- ③ 「あさか舞」購入者を対象とした抽選会実施
 - イベント両日とも、「あさか舞」の購入者を対象とした抽選会を実施すること。景品については、「あさか舞」ロゴを活用した本市産米の魅力につながるもの、本市に誘客意欲を向上させるものを含めたものとし、内容及び数量については提案すること。なお、「あさか舞」ロゴデータについては、本市から提供する。
- ④ アンケート調査
 - 来場者に対し、「あさか舞」を含めた本市産米及び本市への観光誘客についてのアンケート調査を実施すること。なお、アンケート方法、設問数、内容については、受注者の提案をもとに、契約締結後、本市と協議の上決定することとする。
- ⑤ その他留意点
 - a 販促の実施に当たっては、受注者は現場対応に必要な人員を市と協議の上、売場に常駐させることとし、本市からは本市職員を含めた出展者が協力するものとする。
 - b 販促の実施に係る備品及び抽選会景品の購入代等は、原則受注者負担とするが、詳細は本市と協議の上、決定する。
 - c 販売商品については、イオン那覇店で買取を予定しているため、イオン那

覇店側のレジ使用を想定しているが、本市ブースにてレジを準備する必要が生じた場合は、イオン側と協議し、適切に対応すること。

d イオン那覇店から出展者に対し、試食、試飲対応に必要な検査（検便検査等）を求められた場合は、検査に必要なものを手配すること。

(2) 「あさか舞」取扱い米穀事業者と連携した販促活動の実施（首都圏・近畿地方）

首都圏及び近畿地方については、それぞれの「あさか舞」取扱い米穀業者により、同地域においても「あさか舞」が広く流通されている。今後、更なる認知・ブランド価値向上及び消費拡大を図るため、受注者は以下の業務を実施する。

ア 販促イベントの企画及び実施

企画及び実施に当たっては以下の内容を踏まえ提案することとし、提案を基に本市と協議の上決定することとする。

なお、イベント出展料及びその他必要な消耗品等の購入費についても費用に含めること。

(ア) 日時 「あさか舞」新米の販売時期（10月中旬～12月末）

(イ) 場所及び回数 東京都内1回、近畿地方1回

※福島県主催のふくしまたっぷりフェア（東京都武蔵小山商店街、11月中旬予定）及び本市主催の奈良姉妹都市観光物産展（奈良県奈良市、11月末予定）でのブース出展を想定しているが、より効果的なイベントがある場合、受注者が代替案を提案し、本市と協議の上決定することも可能とする。

(ウ) いずれも「あさか舞」取扱い米穀事業者と連携した内容とし、通常取り扱っている販売店等を紹介するなど、イベント後も定期購入いただけるよう内容を周知するとともに、必要に応じて試食の機会を設けるなど、「あさか舞」の美味しさが伝わる内容とすること。

(エ) イベント開催時は、受注者が手配する人員にて対応することを原則とするが、本市職員も2名程度協力（旅費については本市別予算にて支出予定）する。

(3) 各地域の広告媒体等を活用した情報発信

(1)、(2)と連動し、それぞれの販売エリアにて、各地域の広告媒体（地域情報誌、地方新聞・TV局、チラシポスティング等）等を通じ情報発信を実施すること。なお、内容については、イベント告知及び販売店紹介に併せ、本市産農産物の正確な情報や魅力等を発信する内容とし、詳細は本市と協議の上、決定することとする。

(4) 本市との協議及び業務遂行上必要な進行管理・連絡調整業務、ほか本業務の遂行に必要なこと

3 企画提案業務

上記（１）～（４）のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実施可能な企画を提案することを可能とする。

4 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 提出書類

受注者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を本市の指定する日までに提出しなければならない。

- （１）委託業務着手届（紙媒体）
- （２）委託業務完了届（紙媒体）
- （３）実績報告書（紙媒体及び電子媒体）
- （４）その他本市が必要と認める書類

6 施行場所

本市が指定する場所

7 担当課

郡山市農商工部農業生産流通課

8 業務実施に当たっての留意事項

- （１）業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うものとする。
- （２）本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- （３）本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- （４）本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- （５）本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年郡山市条例第 31 号）等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- （６）受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因でその他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 事業実施に当たっては関係法令を遵守し、必要な手続き等を遅滞なく行うこと。

(例：試食提供実施に係る保健所への事前届出、景品表示法に則した購入者プレゼントの企画、実施等)

9 協議

本仕様書に定めのないものについては、双方協議の上決定する。